

別紙 4 - 2

今後予定されている
主な制度改正等について

今後予定されている主な制度改正等について

令和 6 年 3 月 3 1 日時点

大項目	項目	実施時期	説明
戸籍	戸籍に氏名の振り仮名を追加	施行時期は令和7年5月頃（検討中）	施行日時時点で戸籍に記載されている者について、施行日から1年の間に、氏名の振り仮名を届出する。届出がない場合は、施行日から1年を経過後に市区町村長による振り仮名の職権記載を行う。市区町村長は、施行日後に遅滞なく職権記載する仮の振り仮名を通知することとされている。 なお、戸籍に記載された振り仮名を変更するためには家庭裁判所の許可が必要となるが、職権により記載された振り仮名については、1回に限り家庭裁判所の許可なしに変更が可能である。
住基 ・戸籍	自治体システム標準化	令和 8 年 1 月 (予定)	国が示した標準準拠システムに移行する。 ・標準準拠システムの仕様に合うようシステムの操作手順、出力される帳票の変更のほか、将来的にはマイナポータルからのオンライン申請への対応等が想定される。 ・受付、処理、審査の手順に影響が生じる可能性がある。
住基 ・戸籍	区役所窓口業務のDX化 (住民票等発行手数料のキャッシュレス化)	令和 6 年度中 (予定)	窓口での住民票等の発行手数料についてキャッシュレス決済の導入に向けて検討中。
住基 ・戸籍	区役所窓口業務のDX化 (住民情報待合への証明書の自動交付機、券面事項読み取り機器の設置)	令和 6 年度中 (予定)	各区役所に個人番号カードを活用した証明書の自動交付機等の設置に向けて検討中。
住基 ・戸籍	公用請求事務集約化	令和 7 ~ 8 年度中 (予定)	公用請求について、集中センターを設けて24区分の事務を行う予定（委託対象外）。
マイ ナンバー	国外転出者による個人番号カード・公的個人認証の利用	令和 6 年度 5 月 30 日 まで（未定）	【法改正の内容】 ・国外転出後も、国外転出届時に窓口で手続を行うことで個人番号カード・電子証明書を国外で継続利用することが可能になる。（国外転出後の新規発行も可能。） ・国外転出後も利用可能な戸籍附票を本人確認情報として管理（個人認証用）。また、国の行政機関等や地方公共団体の求めに応じ、附票本人確認情報の提供を行う。
マイ ナンバー	個人番号カードにローマ字表記等を追加	未定（戸籍に氏名の振り仮名を追加する戸籍法改正以降）	・個人番号カードの券面にローマ字表記等を追加 ・住基等システムの氏名検索に影響がある可能性がある。

（注意）本資料は参考情報として、今後予定または本市で検討されている制度改正等のうち、住民情報業務等委託の業務の流れへの影響が大きいと想定されるものについて、令和 6 年 3 月 3 1 日時点での情報を掲載しています。全ての制度改正等を反映しているものではありませんので、ご注意ください。